

井手町へ転入される方へ（必ずお読みください）

転入してから（住み始めてから）14日以内に転入の届出をしてください。

- 1、届出には、前に住んでいた市区町村発行の転出証明書・印鑑・身分証明書が必要です。
- 2、代理人が届出をされる場合、委任状が必要な場合があります。
- 3、転入届のほかに主に下記の手続きが必要です。

対象となる方		手続きの内容	担当課
印鑑登録をされる方		あらたに印鑑登録の手続きをしてください。	住民福祉課 Tel 82-6164
国民年金	加入者	国民年金手帳、印鑑を持参して手続きをしてください。	
	受給者	住所変更届を社会保険事務所へ送付してください。（用紙をお渡しします。）	
子ども手当受給者 （0才から中学校3年生まで）		加入の手続きをしてください。	
児童扶養・特別児童扶養手当受給者		手当証書を持参し、住所変更届をしてください。	
井手町特別児童福祉手当・心身障害児童特別手当		該当する場合は、加入の手続きをしてください。	
ゴミ・し尿		ゴミのカレンダーを住民福祉課の窓口にてお渡しします。（詳細については産業環境課になります。）し尿の申し込み手続きをしてください。	産業環境課 Tel 82-6168
国民健康保険加入者		加入手続きをしてください。	保健医療課 Tel 82-6166
後期高齢者医療を受けている方		転入届と同時に健康保険証を提示して医療受給の手続きをしてください。	
福祉医療等【老人・障害・母子・乳幼児】の助成を受けている方		該当する場合は、手続きをしてください。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手帳と印鑑を持参して、住所変更の手続きをしてください。	高齢福祉課 Tel 82-6165
介護保険	65才以上の方	加入の手続きをしてください。	
	40才から64才までで要介護認定を受けられている方	介護認定の申請中または認定を受けておられる方は受給資格証明書を添えて、要介護認定等の申請をしてください。	
水道の開栓手続きを希望される方		水道開栓の申し込み手続きをしてください。	上下水道課 Tel 82-6169
小・中学校の児童生徒		前の学校から交付された証明書を持参し、転学の手続きをしてください。私学へ通学している方は、在学が証明できる書類を持参し、手続きしてください。	教育委員会 学校教育課 Tel 82-4333

* 詳細については、各担当課へお問い合わせください。

井手町役場 住民福祉課

TEL (0774) 82-6164(直)

昼休み時間中（正午～午後1時）の間は上記の手続きができませんのでご了承願います。